

## 資格試験助成制度 実施要領

制定 平成 17 年 7 月 29 日  
一部改定 平成 22 年 5 月 28 日  
一部改定 平成 25 年 7 月 26 日  
一部改定 平成 28 年 8 月 10 日

### 1. 目的

本制度は、岩手県建設技術協会会員（以下「会員」という。）が受験する建設関係資格試験に要する受験料の一部を岩手県建設技術協会が負担し、会員の技術研鑽と技術水準の向上を支援することを目的とする。

### 2. 助成資格の要件

助成資格要件は以下をすべて満たすものとする。

- (1) 会員歴が通算して2年以上とする。
- (2) 会員一人につき、年一回（一資格）とする。

### 3. 対象資格試験

本制度の対象資格試験は別表のとおりとし、当該年度に受験するものとする。

### 4. 募集・申し込み

年度当初に岩手県建設技術協会事務局総務部（以下「総務部」という。）で募集期間を定め、支会ごとに申込書を受け付ける。

### 5. 選考

申込者の助成額が、予算額を超えた場合は、会員歴、会員種別（県、市町村等）の比率、資格試験の内容等により、総務部で選考し申込者に支会事務局を通じて適否等を通知する。

### 6. 助成金の額

一資格一万円、かつ受験料の九割を限度とし助成する。ただし、百円未満を切り捨てる。

### 7. 助成金の支払い（助成金の確定）

- (1) 選考された者は、受験料全額を支払った振込み用紙等負担額（受験料）の写しを添付して助成金を算出し、請求書により支会事務局へ提出、支会事務局は助成金算出根拠を審査し、総務部へ助成金を取りまとめて請求する。
- (2) 総務部は助成金を、支会事務局を通して会員に支払う。
- (3) 助成金の振込み等は、年度末に一括して行うものとする。

付則 平成 17 年度は制度創設のため、年度当初に限らず募集・申し込みを実施する。また、平成 17 年度に既に受験した試験についても対象とする。

付則 平成 22 年度から、助成の対象を追加する。

付則 平成 25 年度から、助成資格要件の一部（一資格一回の助成、入会中三回（三資格）まで）を除する。

付則 平成 28 年度から、助成の対象を追加する。

(別表)

資格試験助成制度における助成対象資格一覧

項 目		資 格 名 称	
技術士		技術士，技術士補 (機械，船舶・海洋，航空・宇宙，電気電子，化学，繊維，金属，資源工学，建設，上下水道，衛生工学，農業，森林，水産，経営工学，情報工学，応用理学，生物工学，環境，原子力・放射線及び総合技術監理の21部門)	
建築関係		1級建築士 2級建築士，木造建築士	
建設業法第二十七条の三に定める国家資格	土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木，鋼構造物塗装，薬液注入)	
		管工事	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士
	造園		1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士
		建築	1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築，躯体，仕上げ)
	電気		1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士
		建設機械	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士(第1種～第6種)
	計測，計量関係		測量士，測量士補
	土木関係		土地区画整理士 舗装施工管理技術者(1級および2級) コンクリート技士，コンクリート主任技士 コンクリート診断士
	建築関係		建築設備資格者(建築設備士) 建築物調査員 ← 特殊建築物等調査資格者 建築設備検査員 ← 建築設備検査資格者 昇降機等検査員 ← 昇降機検査資格者 防火設備検査員
	電気関係		電気工事士(第1種，第2種) 電気主任技術者(第1種～第3種)
	水道関係		給水装置工事主任技術者 水道施設管理技士(1級および2級)
	下水道関係		浄化槽管理士 浄化槽設備士 下水道技術検定(第1種～第3種) 下水道管理技術認定
品質管理		公共工物品質確保技術者(IおよびII)	

※1. 「技術士」，「技術士補」はそれぞれ個別の資格とみなす。ただし，部門の別については別資格とみなさない。

2. 「測量士」，「測量士補」はそれぞれ個別の資格とみなす。

3. 電気関係における，「電気工事士」の第1種，第2種，「電気主任技術者」の第1種，第2種，第3種はそれぞれ個別の資格とみなす。

4. 土木関係における，「舗装施工管理技術者」の1級，2級，「コンクリート技士」，「コンクリート主任技士」はそれぞれ個別の資格とみなす。

5. 水道関係における，「水道施設管理技士」の1級，2級は個別の資格とみなす。

6. 下水道関係における，「下水道技術検定」の第1種，第2種，第3種は個別の資格とみなす。

7. 品質管理における，「公共工物品質確保技術者」のI，IIは個別の資格とみなす。